

# 一般社団法人全日本かるた協会会議規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の定款に基づき、本協会の会議に関する規程を定めるものである。

### (総会)

第2条 総会は、本協会の定款で定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を決議する。

2 総会の運営に関する規程は別に定める。

## 第2章 理事会

### (構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席するものとする。

### (権能)

第4条 理事会は、本協会の定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) 会長及び業務執行理事の選定
- (4) 業務執行理事の業務分担
- (5) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

### (会長及び業務執行理事の選定方法)

第5条 理事は、互選により会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定する。

2 選定の順序は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の順とする。

3 会長の選定は、自薦他薦により候補者を絞り次の方法で決める。

- (1) 会長候補が1名の場合は、出席理事の賛同をもって決める。
- (2) 会長候補が複数の場合は、単記無記名投票によるものとする。上位得票者が有効投票数の過半数に至らない場合は、上位2名の候補者により決選投票を行う。

4 副会長2名の選定は、自薦他薦により候補者を絞り次の方法で決める。

- (1) 副会長候補が2名以内の場合は、出席理事の賛同をもって決める。
- (2) 副会長候補が3名以上の場合は、2名連記無記名投票によるものとし、上位得票者を当選者とする。この場合上位3名以上が同数になった場合、あるいは2位が複数になったときは、その同数者により決選投票を行う。

5 専務理事1名、常務理事2名以内の選定は、会長、副会長の選定方法に準ずる。

(兼任の禁止)

第6条 理事及び監事は、それぞれ兼任することはできない。

2 前項の役員は、顧問及び相談役に就任することはできない。

(種類及び開催)

第7条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上開催し、定款に定めるほか業務執行理事の職務の執行状況を報告させる。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(3) 監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第8条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から3週間以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。なお、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちの一人がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

3 議長は、議事の決議に加わることはできない。

(定足数)

第10条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き決議することはできない。

(決議)

第11条 理事会の議事は、定款に定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の配布)

第12条 会長は、欠席した理事に対して、議事録の写し等を配布して、議事の経過及びその結果を報告しなければならない。

### 第3章 常務会

#### (構成)

第13条 常務会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

#### (権能)

第14条 常務会は、理事会の議を経て、次の事項を決議する。

- (1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項
- (2) 総会又は理事会に付議すべき事項
- (3) 理事会の決議した事項の執行に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

#### (開催)

第15条 常務会は、会長が必要と認めたときに開催する。

#### (その他の事項)

第16条 常務会の「招集」、「議長」、「定足数」、「決議」、「議事録の配布」は、理事会に関する条文を準用する。

2 常務会で決議した事項は理事会に報告し、その承認を求めなくてはならない。

### 第4章 代表者会議

#### (種類と構成)

第17条 本協会の代表者会議(以下「各代表者会議」という。)の種類と構成は、次のとおりとする。

- (1) 支部長会議  
専務理事、総務部長及び各支部代表
- (2) 拡大支部長会議  
常務会を構成する者及び各都道府県かるた協会代表
- (3) 登録会代表者会議  
専務理事、総務部長及び各登録会代表

#### (招集)

第18条 各代表者会議は総務部長が招集する。

#### (任務)

第19条 各代表者会議は、本協会の業務運営上の補助機関とし、本部と支部間及び都道府県かるた協会又は登録会間の意見調整、相互理解並びに諮問事項の調査検討等を行うこととする。

2 具体的には、次の事項を協議する。

- (1) 事業計画推進上の重要課題についての意見交換
- (2) 懸案事項の事前連絡及び予備討議

- (3) 理事会の議を経て諮問された事項
- (4) 運営上の諸問題の意見調整
- (5) 会員からの要望・意見の反映
- (6) その他、理事会が必要と認めた事項

(座 長)

第20条 各代表者会議の座長は、総務部長が当たる。なお、総務部長に事故があるとき又は総務部長が欠けたときは、理事の中の一人がこれに当たる。

(決 議)

第21条 各代表者会議は、本協会の運営円滑化のための補助機関であり、決議は行わない。

(議事録の配布)

第22条 総務部長は、欠席した代表者に対して、議事録の写し等を配布して、議事の経過及びその結果を報告しなければならない。

## 第5章 顧問会議

(構 成)

第23条 顧問会議は、常務会を構成する者、顧問及び相談役をもって構成する。

(招 集)

第24条 顧問会議は、会長が必要と認めたとき会長が招集する。

(任 務)

第25条 顧問会議は、会長の諮問機関とし、本協会の業務運営、事業展開上の重要事項に対し、高所見地から参考意見、助言等を行う。

(座 長)

第26条 顧問会議の座長は、会長が当たる。

(決 議)

第27条 顧問会議は、諮問機関であり、決議は行わない。

## 第6章 その他

(規程の改廃)

第28条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第29条 この規程に定めるもののほか、本協会の会議に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。